

会議開催のお知らせ

令和8年度 栃木県水防協議会（Web 会議）

栃木県水防計画の変更にあたり、水防法第7条の規定に基づき下記のとおり栃木県水防協議会を開催しますので、傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴してください。

1 日時

令和8(2026)年4月23日(木)
13時30分から15時00分まで(予定)

2 場所

宇都宮市埴田1-1-20
県庁舎本館6階大会議室1

3 議題

栃木県水防計画(案)について

4 傍聴定員等

10名

傍聴をご希望の方は、上記の開催予定時刻までに、会場にお越しください。会場で受付いたしますので、氏名と住所をご記入願います。

なお、受付開始時間は当日午後1時からです。

傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了いたしますので、ご了承ください。

5 問い合わせ先

栃木県県土整備部河川課県土防災対策班
(栃木県水防協議会事務局)

電話 028-623-2446

FAX 028-623-2441

e-mail kasen@pref.tochigi.lg.jp

傍聴要領

栃木県水防協議会

1 傍聴定員

傍聴定員は10名といたします。

2 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第、受付を終了いたします。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

4 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。